

鳥取県公報

平成16年 3月31日(水)
号外第63号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 鳥取県の給与等の公表（職員課）..... 1

公 告

鳥取県の給与等の状況を次のとおり公表する。

平成16年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県の給与等について

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成15年 3月末現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A (全国平均)	平成13年度 の人件費率 (全国平均)
平成14年度	615,812人	428,275,661千円	7,744,702千円	104,427,138千円	24.4% (31.5)	23.9% (30.5)

- (注) 1 実質収支とは、当該年度における剰余金である。
2 人件費とは、職員給与費、職員共済費及び特別職の報酬等である。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B / A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成15年度	11,913人	47,716,400千円	9,105,745千円	18,729,706千円	75,551,851千円	6,342千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は、平成16年 2月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成15年 4月 1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小 ・ 中 学 校 教 育 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	325,551円	392,056円	40.2歳	363,849円	483,892円	43.3歳	369,559円	412,675円	41.9歳
国	327,623円		40.5歳	346,187円		42.1歳	381,231円		40.5歳

区 分	高等学校教育職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	370,576円	417,497円	41.1歳	336,937円	373,678円	43.8歳
国	406,460円		42.6歳	286,340円		48.9歳

(注) 平均給与月額とは、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額である。

4 職員の初任給の状況(平成15年4月1日現在)

区 分		鳥 取 県		国	
		初 任 給	採用2年後	初 任 給	採用2年後
一般行政職	大学卒	164,640円	178,176円	171,500円	185,600円
	高校卒	133,920円	143,232円	139,500円	149,200円
警 察 職	大学卒	189,240円	203,680円	186,800円	204,000円
	高校卒	151,200円	171,168円	157,500円	171,200円
小・中学校 教 育 職	大学卒	184,320円	198,048円	192,000円	206,300円
	高校卒	142,176円	155,136円	148,100円	161,600円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	184,320円	198,048円	192,000円	206,300円
	高校卒	142,176円	155,136円	148,100円	161,600円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成15年4月1日現在)

区 分	経験年数	10 年	15 年	20 年	30 年	40 年 (大卒は35年)
		一般行政職	大学卒 275,614円	323,165円	377,756円	425,065円
	高校卒	213,180円	272,897円	322,849円	399,015円	442,053円
警 察 職	大学卒	285,304円	312,360円	364,508円	448,498円	461,306円
	高校卒	241,762円	292,938円	337,041円	427,909円	461,994円
小・中学校 教 育 職	大学卒	304,508円	351,777円	383,498円	454,056円	470,902円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	309,832円	360,556円	396,184円	464,179円	478,444円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	459,879円
現 業 職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	214,343円	275,048円	315,030円	383,178円	427,001円

(注) 経験年数とは、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況(平成15年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な職務内容	主事及び技師	主事及び技師	主事及び技師	係長、主任、主事及び技師	係長及び主任	課長補佐、係長及び主任	課長補佐及び主査	課長及び主査	課 長	次 長	部 長	
職 員 数	65人	275人	308人	324人	624人	639人	421人	292人	69人	35人	11人	3,063人
構 成 比	2.1%	9.0%	10.1%	10.6%	20.4%	20.9%	13.7%	9.5%	2.2%	1.1%	0.4%	100.0%
1年前の構成比	1.8%	7.9%	11.2%	11.0%	20.9%	20.0%	13.0%	10.4%	2.1%	1.3%	0.4%	100.0%

5年前の構成比	1.6%	9.0%	12.5%	14.3%	17.8%	18.3%	12.9%	9.7%	2.4%	1.0%	0.5%	100.0%
---------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	------	--------

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分	全 職 種	一般行政職	警 察 職	小・中学校 教 育 職	高 等 学 校 教 育 職	現 業 職	職 員 数	
							A	B
平成14年度		11,615人	3,054人	1,146人	3,687人	1,670人	410人	
	昇給期間を短縮して昇給した職員数	2,157人	644人	351人	515人	266人	64人	
	比 率 B / A	18.6%	21.1%	30.6%	14.0%	15.9%	15.6%	
平成13年度		11,569人	3,010人	1,147人	3,688人	1,666人	426人	
	昇給期間を短縮して昇給した職員数	2,268人	641人	329人	596人	344人	78人	
	比 率 B / A	19.6%	21.3%	28.7%	16.2%	20.6%	18.3%	

(注) 「昇給期間の短縮」とは、職員の勤務成績が特に良好である場合に行っている特別昇給等により昇給期間を短縮することをいう。

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県			国		
期 末 手 当 勤 勉 手 当	(平成15年度支給割合)			(平成15年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.55月分 (1.35)	0.7月分 (0.9)	6月期	1.55月分 (1.35)	0.7月分 (0.9)
	12月期	1.7月分 (1.5)	0.7月分 (0.9)	12月期	1.7月分 (1.5)	0.7月分 (0.9)
	計	3.25月分 (2.85)	1.4月分 (1.8)	計	3.25月分 (2.85)	1.4月分 (1.8)
	()内の数値は、次長級以上の職員の支給割合			()内の数値は、行政(一)9級相当以上で俸給の特別調整額の区分が 種又は 種の職員の支給割合		
	職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置			職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置		
退 職 手 当	(支給率)			(支給率)		
		自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	1人当たり 平均支給額	2,344千円	29,621千円			
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
	退職時特別昇給 20年以上勤続 1号給			退職時特別昇給 20年以上勤続 1号俸		
調 整 手 当	支 給 対 象 地 域 (支 給 対 象 機 関 等)			特 別 区 (東京事務所)	大 阪 市 (大阪事務所)	異 動 保 障
	支 給 率			12 %	10 %	1 ~ 12%

平成15年4月1日現在	支給対象職員数		22人	12人	48人
	国の制度(支給率)		12%	10%	1~12%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成14年度)		433,868円		
特殊勤務手当 (平成14年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合		36.0%		
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		79,788円		
	手当の種類(手当数)		55		
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護等手当、犯罪捜査作業手当、教育業務連絡指導手当、医療業務手当及び教員特殊業務手当		
多くの職員に支給されている手当		教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当、教員特殊業務手当、犯罪捜査作業手当及び夜間特殊業務手当			
時間外勤務手当	平成14年度	支給総額	2,296,396千円		
		職員1人当たり支給年額	198千円		
	平成13年度	支給総額	2,416,837千円		
		職員1人当たり支給年額	209千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成14年度に退職した警察職及び教育職を除く一般職員に支給された平均額である。

(平成15年4月1日現在)

区分	内 容			国の制度との異同	国の制度と異なる内容	
	対象職員	支給月額				
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者	14,000円		同じ	
		配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円			
		扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円			
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円			
		その他の者	5,000円			
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算			
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給		異なる	(国の制度) 自宅居住者 新築又は購入時から5年間は2,500円、それ以降は1,000円
		自宅居住者	2,500円			
		単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額			
通勤手当	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	交通機関等利用者	運賃等の額が45,000円以下の者……運賃等の額 運賃等の額が45,000円を超える者…………… 45,000円+(運賃等の額-45,000円)×1/2 <最高限度額 50,000円>		異なる	(国の制度) 自動車等使用者 通勤距離に応じ、2,000円~20,900円を支給
		自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円~46,400円を支給			
		公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算			

9 特別職の報酬等の状況(平成15年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当(平成15年度支給割合)	
知 事	1,171,800円		
副 知 事	916,050円	6月期	1.7月分
出 納 長	771,900円	12月期	1.8月分
議 長	874,200円		
副 議 長	770,800円	計	3.5月分
議 員	726,750円		

10 職員数の状況

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)及び鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)で上限を定めています。

これに加えて、平成14年度からは、雇用のためのニューディール政策の一環として、地方機関、教育現場等これまで対応が十分にできなかった課題等を抱えている部署に職員を増員し、配置することとしました。

職員を増員し、配置する期間は、平成14年度から平成19年度までの6年間としており、増員数の上限は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)で定めています。

雇用のためのニューディール政策による職員配置計画のうち、平成14年4月1日時点で未配置であった分野への職員の配置が行われ、職員数は前年より増加していますが、職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的かつ機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

(1) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

区 分		職 員 数				
部 門		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
一 般 行 政 部 門	総務企画	455(7)	480(25)	504(24)	529(25)	537(8)
	税務	117(2)	113(4)	111(2)	112(1)	113(1)
	民生	485(1)	475(10)	477(2)	474(3)	481(7)
	衛生	361(4)	363(2)	363(0)	369(6)	384(15)
	商工	156(3)	156(0)	159(3)	166(7)	170(4)
	労働	49(0)	52(3)	49(3)	47(2)	50(3)
	農林水産	1,003(13)	969(34)	939(30)	918(21)	921(3)
	土木	696(11)	688(8)	670(18)	681(11)	677(4)
	議会	21(0)	23(2)	23(0)	23(0)	24(1)
	各種委員会	37(1)	38(1)	39(1)	39(0)	39(0)
計		3,380(26)	3,357(23)	3,334(23)	3,358(24)	3,396(38)
特 政 別 行 部 門	教 育	6,196(38)	6,134(62)	6,047(87)	6,064(17)	6,130(66)
	警 察	1,349(2)	1,354(5)	1,368(14)	1,370(2)	1,397(27)
	計	7,545(36)	7,488(57)	7,415(73)	7,434(19)	7,527(93)
普通会計計		10,925(62)	10,845(80)	10,749(96)	10,792(43)	10,923(131)
公 會 営 企 業 等	病院	72(4)	72(2)	72(6)	72(3)	74(21)
	企業	72(0)	73(1)	72(1)	72(0)	71(1)
	営林	17(0)	17(0)	16(1)	16(0)	9(7)
	水産施設	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)
	下水道	6(0)	6(0)	6(0)	6(0)	6(0)
	計	826(4)	829(3)	821(8)	824(3)	837(13)
合 計		11,751(66)	11,674(77)	11,570(104)	11,616(46)	11,760(144)

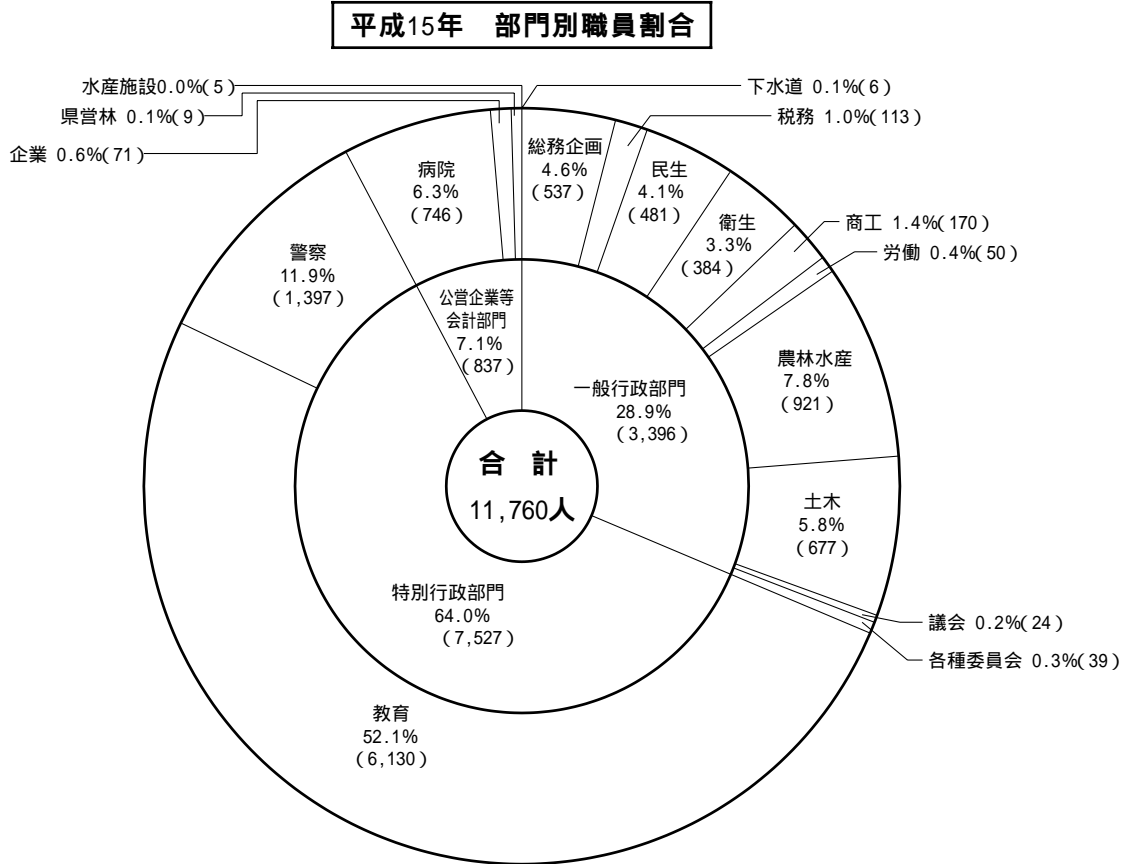
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、鳥取県職員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いている。

2 ()内は、対前年の増減数である。

3 教育部門には、教育長を含む。

平成15年の状況を部門別にみると、教育部門が最も多くなっていますが、これは県立の高等学校等の教員だけでなく、法律によって市町村立の小中学校の教員の給与を県が負担するようになってきていることによります。

また、一般行政部門の内訳をみると、現場の第一線で働く技術職員を多く配置していることから農林水産部門及び土木部門の職員数割合が高くなっています。



(2) 部門別職員数の増減状況と主な増減理由 (平成15年4月1日現在)

部 門	増減	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	総 務 企 画	8 市町村の合併協議会へ派遣する職員分の増等、国民文化祭の終了による減等
	税 務	1 西部県税事務所への配置による増等
	民 生	7 皆生小児療育センターの体制充実による増等、積善学園の廃止による減等
	衛 生	15 食の安全に関する体制整備による増等、公社・事業団等派遣職員の減等
	商 工	4 企業訪問・相談機能の充実による増等、公社・事業団等派遣職員の減等
	労 働	3 高等技術専門学校における短期訓練の増加への対応による増等
	農 林 水 産	3 中山間地域農業振興対策の充実による増等、林道事業量の減による体制見直しによる減等
	土 木	4 道路維持補修業務の委託による減等、採石場指導監督業務の増加による増等
	議 会	1 議会機能の強化による増等
	各 種 委 員 会	0
計	38	
特 別 行 政 部 門	教 育	66 少人数学級の増加による増等、児童・生徒数の減少に伴う減等
	警 察	27 治安維持のための体制強化による増等
計	93	
普 通 会 計 計	131	
公 会	病 院	21 医療体制強化による増等、業務の民間委託による減等
	企 業	1 大規模建設事業の終了による減等

営 業 部 門 計 部 門 等	県 営 林 水 産 施 下 水 道	7 0 0	特別会計から一般会計への振替による減等
	計	13	
合 計		144	

